

特別講演会のご案内

下記の要領で標記講演会を行います。ふるってご参加下さい。

テーマ：福島第一原発被災者のために若手弁護士ができること

日 時：11月8日（木）18：00～19：30

場 所：以文館 B1講義室

講 師：弁護士 坂本知可氏 ・ 弁護士 野田倫子氏
（両氏とも関西大学法科大学院 2008年卒）

趣旨：

東日本大震災を契機として起きた福島第一原発の事故により、多くの周辺住民が県内・県外へ避難しました。現在、全国でおよそ34万3千人の方が、うちおよそ4400人の方が関西において、住み慣れた愛着のある故郷から離れた生活を余儀なくされています（2012年8月2日現在 復興庁HPより）。

避難に至る事情は人それぞれですが、共通しているのは、原発事故さえ起こらなければ、避難することはなかったという点です。しかし、実際にはそのほとんどの方々が、東京電力から十分な賠償を得られていません。東京電力側は、一定範囲の地域を除いて、損害と事故との因果関係を否定し、十分な賠償責任を果たそうとしない姿勢を見せています。特に、国が避難指示区域等として設定したことの無い、いわゆる区域外避難者に対する対応は、目に余るものがあります。

これらの人々の声を代弁するため、全国各地に弁護士団が結成され、関西にも2011年10月に関西弁護士団が発足されました。講師のお二人はこの関西弁護士団神戸支部に所属し、神戸に避難されている方々の東京電力に対する賠償請求の支援をしています。

お二人は、今回、法曹を志す若い皆さんに対して、原発被災者弁護士団の具体的な活動内容や現在の状況、活動のやりがい等についてお話し、少しでも皆さんに興味を持っていただければと考えておられます。

多くの学生の積極的な参加を期待します。修了生の出席も歓迎します。